

住民投票制度 ニュースレター

VOL.

～住民投票制度の創設に向けて～

平成 17 年 12 月

発行：  川崎市総合企画局政策部



住民投票制度検討委員会による検討がはじまりました！

住民投票制度の創設に向けた検討を行うため、学識者委員 4 名と公募市民委員 4 名で構成される「川崎市住民投票制度検討委員会」の第 1 回委員会が、平成 17 年 12 月 8 日(木)に市役所で開催されました。

検討委員会を設置するにあたって、阿部市長から、「住民投票条例は、川崎の市民自治の発展に向けた重要な条例であるため、ぜひ活発なご議論をお願いしたい」とのあいさつがありました。



各委員に委嘱状が交付されました



委員長に選出された寄本教授

検討に先立って、委員長と副委員長の選出が行われました。委員長には寄本勝美さん(早稲田大学政治経済学部教授)、副委員長には金井利之さん(東京大学大学院法学政治学研究科・法学部助教授)が選ばれましたが、市民委員から選出される副委員長については、次回の検討委員会で改めて選ぶことになりました。

その後、検討委員会の進め方等を確認して、早速、個別論点の検討に移りました。

今回は、20 に整理された論点のうち、住民投票制度を創設する際の基本的な考え方となる「住民投票制度の意義と位置付け」「投票結果に対する尊重義務」「個別設置型条例と常設型条例」の 3 つの論点と、「実施機関等」の計 4 つの論点について議論しました。



第 1 回目から熱い議論が交わされました

先の 3 つの論点に関する議論では、今年の 4 月に施行された「川崎市自治基本条例」の規定やその検討過程で議論されてきた住民投票制度のあり方を前提として具体的な制度内容を検討していくことが生産的ではないかとの意見が出されました。また、実施機関等については、現実的に、投票事務を行うことができるのは選挙管理委員会のほかには考えにくく、選挙管理委員会のノウハウを活かして住民投票を実施することを基本にしていくとの考え方が示されました。

また、会議には留学生の方々も傍聴に訪れ、検討委員会の議論に熱心に耳を傾けていました。

また、会議には留学生の方々も傍聴に訪れ、検討委員会の議論に熱心に耳を傾けていました。次回の委員会では、「対象事項」「実施区域」「設問及び選択肢の設定」について検討する予定です。

詳しい議論の内容は、ホームページ(裏面に記載)をご覧ください。

《今後の検討委員会日程》 各回とも傍聴が可能ですので、興味がある方はお越しください。

第 2 回検討委員会	平成 17 年 12 月 27 日(火) 18:30 ~	会場：高津区役所
第 3 回検討委員会	平成 18 年 1 月 27 日(金) 18:30 ~	会場：高津区役所
第 4 回検討委員会	平成 18 年 2 月 10 日(金) 18:30 ~	会場：高津区役所
第 5 回検討委員会	平成 18 年 3 月 23 日(木) 18:30 ~	会場：高津区役所

●住民投票制度の検討スケジュール

市では、平成14年度から学識者の協力を得て、わが国における住民投票制度の現状、課題等の研究をすすめ、これまでに、川崎市が住民投票制度を導入する場合に想定される課題等の論点整理を行ってきました。

また、市民が参加した自治基本条例の検討過程においても、住民投票制度の根幹をなす部分について検討され、それを反映したかたちで、今年4月に施行された自治基本条例に住民投票制度に関する規定が盛り込まれました。

検討委員会では、昨年度までに学識者によって整理された「住民投票の制度構築に向けた17の論点」を再整理した20の論点（細項目では71）について議論するため、およそ1ヶ月に1回のペースで検討委員会を開催していくことを予定しています。

また、検討の過程においては、関係者ヒアリングやホームページ、このニュースレターによる広報等を通じて市民の皆さんのご意見をうかがっていく予定です。

そして、来年6月を目途に『報告書骨子案』を作成した後、市民の皆さんのご意見をうかがうフォーラムを開催した上で『最終報告書』を取りまとめ、8月に市長に報告することを目標にしています。

その後は、『最終報告書』を踏まえて、行政により条例素案が作成され、それに対するパブリックコメント等を経て条例案を作成していく予定です。

検討スケジュール（予定）

年度	回数	内容	備考
H17年度	第1回 H17.12.8(木)	●委嘱状の交付 ●委員会の運営方法等について ●個別論点の検討①	必要に応じて 関係者ヒアリング 部会
	第2回 H17.12.27(火)	●個別論点の検討②	
	第3回 H18.1.27(金)	●個別論点の検討③	
	第4回 H18.2.10(金)	●個別論点の検討④	
	第5回 H18.3.23(木)	●個別論点の検討⑤	
H18年度	第6回 (H18.4月)	●個別論点の検討⑥	必要に応じて 関係者ヒアリング 部会
	第7回 (H18.5月)	●報告書骨子案の検討 ●フォーラムの進め方等の検討 など	
	※検討の進捗状況に応じて検討委員会を追加開催		
	(H18.6月)	「住民投票制度を考える」市民フォーラム <small>(市内3ヶ所程度で開催)</small>	
	第8回 (H18.6月下旬)	●市民フォーラムの開催結果について ●報告書の取りまとめ① など	
	第9回 (H18.7月中旬)	●報告書の取りまとめ② など	
	(H18.8月上旬)	市長へ報告書を提出（報告書の公表） ↓ 行政による条例素案の作成	
	第10回	●行政による条例素案の説明 ↓ パブリックコメント ↓ 条例案の作成	



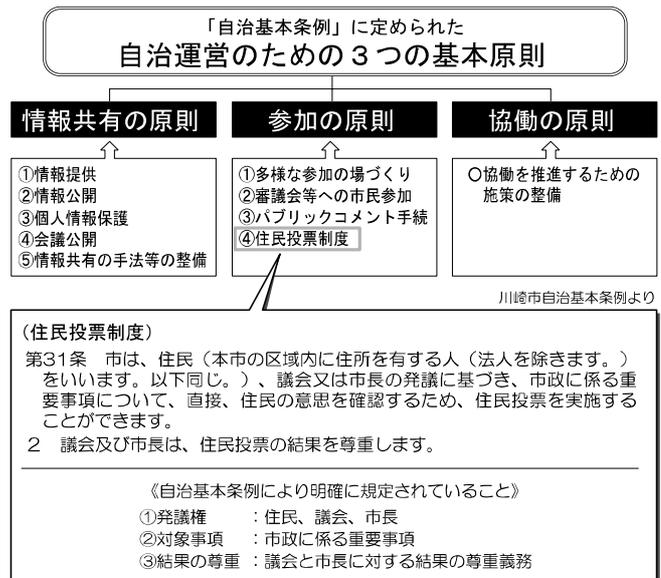
住民投票制度とは

住民投票制度は、市政運営上の重要事項について、投票という手段により住民の意思を把握し、その総意を市政に反映させていくための仕組みです。これまで、新潟県巻町でわが国初の条例に基づく住民投票が実施されて以来、原発や産廃処理場等の建設や国の安全保障に関する問題、合併問題などを争点に住民投票が行われてきました。

今年4月に施行された川崎市自治基本条例には、「情報共有」「参加」「協働」の3つの自治運営原則が規定されていますが、住民投票制度は、このうちの「参加」の原則を具現化するものとして、第31条にその位置付けが明確に示されています。

参加の仕組みとしては、住民投票以外にも多様な段階で様々なメニューが用意されていますが、その中でも住民投票は、費用面やその政治的影響の大きさから考えて、非常に大掛かりな仕組みといえるため、住民投票を行わなければならない場面はどのようなときなのかということを慎重に考えることが必要です。

自治基本条例における住民投票制度の位置付け



ご意見をお待ちしています

発行/お問い合わせ先：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL：044(200)2168 / FAX：044(200)3800 / E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp

《希望者については、このニュースレターをメールで配信しています。メールにてお申し出ください。》

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>